**校長　村上　哲也**

**令和７年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| **・笑顔きらめく 元気な学校**  児童生徒の人権に配慮し、教職員の人権意識を高め、人権尊重の教育を推進する。  **・君の得意を見つけ　伸ばそういいところ**  「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、保護者や関係機関と連携して教育活動を展開する。  児童生徒の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」の３観点をバランスよく育成し「生きる力」を育てる。  **・つながる心 つなげよう未来へ**  学校間交流および居住地校交流等を通して、地域との交流を図るとともに、障がい者理解を広げる。  児童生徒の社会的･職業的自立に向け、小学部段階から発達に応じたキャリア教育を進める。  成人年齢18歳への引き下げを踏まえ、主権者としての義務と責任について理解し、社会に貢献する人材を育成する。  **これらを三本柱として教職員・保護者・地域の方々がひとつになり、すべての児童生徒が、社会で自立して生きる人として育つ学校をめざす。** |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| **１　　児童生徒、保護者、教職員、地域にとって安全で安心な学校づくり《教務部・支援部・研究研修部・指導部・情報部・保健部・学部・首席・指導教諭・労働安全生成委員会・人権問題対応委員会・防災委員会》**  （１）児童生徒・教職員の人権が配慮された教育活動を推進する。  ※評価指標：人権に配慮した教育活動の推進の指標として、学校教育自己診断の保護者に対する設問  「学校は、子どもの人権を大切にした教育活動を行っている」　肯定的評価を R９年度に 85％以上を維持できるようにする。  【R４ 88％ R５ 90.5％ R６ 84.4％ 】  （２）校内支援における校内連携および関係機関との連携の強化し、虐待や生活指導上の課題がある児童生徒、不登校生徒への支援の充実を図る。  （３）個人情報保護、食物アレルギー対応、医療的ケア等の対応に関するマニュアルの点検および適切な運用を実行できるよう、マニュアルの周知徹底と危機管理意識の向上を図る。  （４）校内の危機管理意識を向上させるとともに防災教育の充実や計画的備蓄を進め、地域、PTAとの連携により、危機管理マニュアルに基づく訓練を実施する。  （R４年度 危機管理マニュアル試行実施済）→R５年度 実態に応じたマニュアル修正版作成→R６年度 本格実施  （５）「働きやすい職場」「働きがいのある職場」づくりのため、働き方改革を一層進めるとともに、同僚性を高める取組みを推進する。  　　　評価指標：ストレスチェック健康リスクの縮減  【R６ 《総合健康リスク：108》: 仕事の量的負担・コントロール度 107　職場のサポート 101 】  【R５ 《総合健康リスク：107》: 仕事の量的負担・コントロール度 107 職場のサポート 100 】  【R４ 《総合健康リスク： 97》 : 仕事の量的負担・コントロール度 102 職場のサポート 96 】  （６）養護教諭・栄養教諭・教員・看護師が有機的かつ横断的に連携し、「児童生徒・保護者」へのより実践的な保健指導を展開する。  ※ 食に関する授業（栄養教諭）・保健に関する授業（養護教諭）を各学部と連携しながら計画的に展開する。  （７）自己肯定感・自己有用感を高める教育を一層推進する。  　　　R６　学校経営推進費配当  　　　　　「摂津市のゆるキャラ「セッピィ」と一緒に楽しく体を動かし、新しい遊具と共にいのち輝く未来にはばたこう！」  　　　　　　３年めの評価指標：学校教育自己診断の児童の肯定的回答90％以上。【R５　87.2％　R６　89.9％】  独自のアンケート（体力の増進や余暇活動の広がり、自己肯定感の高まりに繋がったか等）　90％以上　【R６　90％】  **２　知的障がい支援学校としての専門性・指導力の向上《教務部・支援部・研究研修部・指導部・情報部・保健部・学部・首席・指導教諭》**  （１）児童生徒及び保護者の多様なニーズに対応できるよう、教員の研修と研究の充実を図り、知的障がい支援学校としての専門性と魅力ある授業を実践できる指導力の充実・向上をめざす。  評価指標：学校教育自己診断の保護者に対する設問  「授業は子どもたちがわかりやすいように工夫されている。」　肯定的評価90％台維持 【 R４　89.2％ R５　90.5％ R６　89.3％　】  「学習評価では、知識・技能の習得状況のみに偏ることなく、子どもが考えて表現したり、学習に意欲的に参加したりする姿などがバランスよく評価されて  いる。」　肯定的評価85％維持・向上 【 R４　87.0％ R５　85.6％ R６　83.7％　】  （２）指導と評価の年間計画（シラバス：３年間・12年間）に基づき、指導と評価の一体化の観点から、授業者における意見交換も踏まえながら、PDCAサイクルによる授業改善を行う。  （３）教科研究会等のグループ研修会を充実させ、魅力的な教材づくりや活用、授業や指導にICTを効果的に活用した事例の共有や研修をする。  （４）経験年数の少ない教員へのOJT環境を充実させ、学校全体としての専門性の維持・向上を図る。  **３　キャリア教育を柱とした、小学部・中学部・高等部の連携を深め、より一層の一貫教育の実践《進路部・研究研修部・支援部・指導部・教務部・学部・首席・指導教諭・教育課程検討委員会》**  （１）教員のキャリア教育実践力の強化に向けた研修、実践報告会、事業所等の見学等を実施し、小学部段階から「社会参加、将来に関する学び」の実践に取組む。  （２）学部卒業後の多様な進路に対応するため、児童生徒・保護者への啓発や生徒への進路指導の充実を図る。  （３）卒業後すぐにではなくても、就職希望生徒全員が将来就職できること、その後の定着を見据えた指導を行う。  （４）各学部の児童生徒の学習や成長の過程を知り、自身の実践に生かすため、教員の学部間交流を行う。  **４　地域に愛され、地域の中で育つ「開かれた学校」の構築 《情報部・指導部・支援部・保健部・学部・首席・指導教諭》**  （１）ともに学び、ともに育つ教育を更に推進するため、地域での清掃活動継続とともに、校区教育委員会との連携、学校間・居住地校との交流および共同学習の維持、推進する。  （２）授業、課外活動を通じた障がい者スポーツ（生涯スポーツ）、文化芸術活動の活性化により、卒業後の自立した生活をサポートする。  （３）地域行事等への参加、地域の人々との共同の行事を進める。地域への奉仕活動を通じて、ボランティア意識をはぐくむ。  （４）学校ホームページの内容をより充実させ、学校からの保護者や地域への情報発信を積極的に行い、開かれた学校づくりを進めていく。  **５　新しい教育課題・組織課題への対応《教務部・支援部・研究研修部・指導部・情報部・保健部・進路部・学部・首席・指導教諭・高等部教育課程検討PT》**  （１）2025大阪関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」と連動した学習に取組む。（環境・人権・多様化・国際理解など）  （２）高等部教育課程を再検討する。（進路の多様化に対応したコース制の在り方、３年間を見越した行事計画、学年間の連携協力、地域の人々との共同など）  （３）ブロック幹事校として支援教育地域支援事業三島ブロック会議と連携し、「点から面」の観点で地域の学校への相談・支援を行っていく。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和7年10月実施予定］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  | 第１回（令和７年６月開催予定）  第２回（令和７年10月開催予定）  第３回（令和８年２月開催予定） |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的  目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[R６年度値] | 自己評価 |
| １．安全で安心な学校づくり | （１）  （ア）人権が尊重され、誰もが過ごしやすい学校づくりを進める。  （イ）自己肯定感を高める教育の推進 | （１）  （ア）  ①児童生徒の小さな変化、人権侵害を見逃さないよう、校内の情報共有を密にし、いじめや人権侵害事象の起こらない学校づくりを進める。（人権問題対応委員会）  ②教員の人権意識を高めるため児童生徒の特性理解、ワークショップ形式も含めて教育現場のニーズに応じた人権研修等を年間３回以上実施  する。（人権問題対応委員会）  ③「ハラスメントは絶対許さない・しない」の意識の醸成のため、相談体制を充実させる。（人権問題対応委員会）  （イ）より多くの児童が遊具で体を動かす時間を設定し、自ら体を動かし、達成感を得られるようにする。（小学部） | （１）  （ア）  ①人権問題対応委員会での定期的な情報共有会を年間５回以上実施する。【５回】  ②児童生徒の特性理解、ワークショップ形式も含めて教育現場のニーズに応じた人権研修等を年間３回以上実施する。  【２回】  ③「不適切な指導・支援に関する自己チェックシート」を実施し自由記述の内容を基にテーマを設定しグループディスカッションを２回実施するとともに、相談担当者より各回実施時にハラスメント等に関する相談の呼びかけを実施する。【２回】  （イ）全学年において遊具の定期的な使用ができているかのアンケートを実施する。遊具の使用が適さないケースを除き、使用率90％以上を維持する。【90％】 |  |
| （２）防災・減災教育の推進と計画的な個人備蓄 | （２）  （ア）基本的な知識の定着、様々なパターンの訓練があることを知る。（指導部・防災委）  （イ）実践的・体験的な内容で防災訓練、避難訓練を実施する。（指導部・防災委）  （ウ）在校時、登下校時の不測の事態に対応できるよう安全確保を一層強化する。（指導部・防災委）  （エ）保護者の協力を得て、年１回引き渡し訓  練を実施する。（指導部・防災委） | （２）  （ア）（イ）様々なパターンの実践を通じて、その都度基本的な知識や訓練方法を職員会議等で周知。またマニュアルの確認を行う。年間計画に基づき年７回行う。  【７回】  （ウ）大災害時に学校以外での各地域の避難できる場所の検討を進め調整する。  （エ）保護者迎えが引き続き50％以上の協力を得る。【64%】 |
| （３）健康安全指導および食育指導の充実 | （３）  （ア）改訂された新アレルギー対応マニュアルの  周知徹底をはかる。（保健部・食物アレルギー対  応委）  （イ）各学部・学年と栄養教諭や養護教諭が連携  し、栄養教諭や養護教諭各学部の授業にT・Tと  して食に関することや保健に関することの授業を  行う。（保健部）  （ウ）歯磨き指導を通して、歯磨きの習慣を身に  つける。（保健部）  （エ）学校給食の様子を保護者に知ってもらうためにメニューをSNS等で発信する。（保健部） | （３）  （ア）年度当初に職員対象のアレルギー研修を実施できたか。定例の委員会で対象児童生徒の状況を確認する。  （イ）年間において各学部１回以上の入り込み授業を行う。  （ウ）アンケートを実施し、歯磨きの習慣があるとの回答が80％以上。  （エ）学校HP等に給食メニューの画像として年間100回以上発信する。 |
| （４）情報モラルの育成 | （４）SNSやネットの使い方について外部講師  を招聘し、学ぶ機会を設ける。また、保護者対象  に啓発の機会を設定し、家庭と学校が連携して支  援できるようにする。（指導部・学部・PTA担  当） | （４）外部講師を招聘し、情報機器の正しい使用について学ぶ機会を設定できたか。また、PTAと連携し保護者の参加を促す。 |  |
| （５）各学部と連携した校内支援の構築  （ア）不登校児生支援  （イ）虐待の早期発見  （ウ）行動面に課題のある児童生徒に対する支援について | （５）  （ア）不登校児童生徒への支援体制の構築。（支援部）  （イ）児童生徒の安全を第一に、虐待の早期発見に努める。また外部機関と密に連携して防止に取組む。（支援部）  （ウ）  ①三島ブロック研修の運営者（LS）と連携し、様々な課題を持つ児童生徒に対する研修を企画、研修内で事例検討等を行う。支援部内で役割分担をしながら年２回の研修実施開催に取組む。（支援部）  ②行動面に課題のある児童生徒に対する支援を外部専門家と連携し検討する。（校内支援チーム）  ③福祉医療人材（PT/OT/ST/臨床心理士等）等の助言をもとに「自立活動の時間の指導」「教科・領域」における指導、支援方法の改善を図る。（支援部・研究研修部） | （５）  （ア）  ・不登校児童生徒について学部会等での情報共有を毎月一回行う。【11回】  ・不登校児童生徒がICT等を利用したオンラインでのHR活動や授業に参加できる方法や学校外での居場所づくりを検討、実行する。  （イ）  ・担任の気づきから首席や部主事、校内  支援Coを通じて管理職への報告、相談  および家児相、子ども家庭センターへの通告や情報提供を適時、行う。  ・要保護支援児童生徒について外部連携機関とのケース会議や定期モニタリング内容を全て管理職に文書報告を行う。  ・きょうだい等の支援を含め各学部が連携しながら情報共有と今後について校内支援会議を実施する。【15回】  （ウ）  ①三島ブロック研修にて児童生徒支援に関わる事例検討や支援方法の研修を年２回以上実施する。【３回】  ②大阪府が実施する「府立学校向けSSW定期相談会」へ各学部１件以上申し込み、外部機関と連携する。【中・高計２件】  ③  ・福祉医療人材の来校相談を80件以上活用することができたか。【81件】  ・研究研修部と連携し、研修の成果を実施、発表する。 |
| （５）働きやすさ・働きがいのある環境作り | （５）  （ア）教職員同士が自由に意見交換できる雰囲気づくりに努める。例「校長室開放」の開催など  （管理職）  （イ）ストレス緩和および教員の学部間交流（摂津サークル）の場を設ける等の対策の継続的な実施。（労安委）  （ウ）教職員の業務削減を進める。  ・ICT機器の活用を進め、業務の効率化や会議の短縮を進める。（管理職・情報部等・研究研修部）  ・会議設定の見直しや会議自体の精選を進め、教材研究や年次休暇の取得等、教職員一人ひとりが  時間にゆとりをもつことができるようにする。  （管理職・教務部・労安委） | （５）  （ア）ストレスチェック「職場のサポート」100以下にする。【101】  （イ）摂津サークルを各学期に開催する。  【３回】  （ウ）  ・校務端末・タブレット端末を使い、アプリやクラウド、インターネットを活用した業務の利用方法を周知し、促進する。また、オンラインでのアンケート利用率の向上。分掌におけるアンケートの肯定的評価60％以上。  ・全14回の運営委員会と職員会議を１回ずつ削減する。また、ノー会議デーを年間45日以上設定し、会議に費やす時間を短縮する。【R４:13日 R５:33日 R６:44日】 |
| ２．専門性・指導力の向上 | （１）「魅力ある授業づくり」の推進  （２）「個別の指導計画」の有効的な活用  （３）ICTを活用した授業実践・校務処理 | （１）  （ア）「５か年計画」に基づき、すべてのシラバスを完成させる。また、実践した授業について、様々なツールを活用しながら、ＰＤＣＡサイクルによる授業改善を行う。（教務部）  （イ）障がい特性や個に応じた指導支援及び教科性生かした授業づくりのため、教材教具や指導方法の研究・研修に取組み、全校的に共有する。  （２）  （ア）新システムのSATT賢者内での「個別の指導計画」の有効的・効率的な活用をめざし、観点別評価の定着を含めて令和８年度に向けて準備する。（賢者PT・情報部・教務部）  （イ）「個別の指導計画」の作成を通して、障がい理解や支援学校における教科指導等の専門性の向上を図る。（教育課程検討委・教務部）  （３）授業に役立つICT機器活用および教材アプリ活用研修、校務の効率化につながる校務処理方法の研修等の開催、データの整理・活用を行う。（研究研修部） | （１）  （ア）１年間、３年間、12年間の全段階のシラバスを完成させる。実践内容の反省と次年度への申し送り用のツールであるシラバス様式３の入力率を90％以上にする。【81％】  （イ）教材展示会を夏季休業中に企画・実施し、教材作成や授業実践の共有をする。  アンケートの肯定率90％以上【100％】  （２）  （ア）SATT賢者内での個別の指導計画とシラバスの運用方法を研究しながら、マニュアルを作成する。  （イ）クラス担任及び授業担当者間での「個別の指導計画」検討会議を年間４回、検討週間を２回設定する。  （３）授業実践や校務処理に関係するGIGA研修を年間３回実施する。分掌における教員向けのアンケートで内容に肯定的な評価60％以上。教科研究会や学部ごとに、ICTを活用した実践事例の集約をし、周知する。ICT教材のネットワーク上への保管及び利用について、分掌における教員向けの利用率のアンケートで75％以上。 |  |
| ３．キャリア教育を柱とした、一貫教育の実践 | （１）進路指導の充実・発展  （ア）各学部における進路指導の充実  （イ）進路に関する保護者への啓発  （２）学年・学部を超えた協働の取組み、自己有用感を認識する取組み  （３）教員間の交流を行い、実践の充実を図る。 | （１）  （ア）学部卒業時の進路選択の広がりを受け、多様な進路先に対応できる指導の充実を図る。  （進路部・学部）  （イ）各学部の保護者に高等部卒業後の様々な進路についてイメージを持ってもらえるよう啓発する。（進路部・学部・PTA担当）  （２）学校内交流を進める中で、校内で教え教えられたり、頼り頼られたり、憧れを持ったり、互いの良さを知ったりする「きょうだい学年」の取組みの充実。  （３）初任者育成等を通じて、メンター及びメンティーが共に成長し、高め合うことができる環境・仕組みを設定する。また、学部間連携を深め、“チーム摂津”として３学部が連動できるようにしていく。（研究研修部） | （１）  （ア）希望にそった進路選択にむけ説明会【中高各１回】高１事業所・企業見学を年１回【１回】高２から事業所や企業体験実習【希望者１～２回】を実施する。小中学部卒業時も多様な選択が可能であることを進路説明会等で説明、学部と連携した進路指導を実施する。（進路部）  （イ）三島地域支援学校と連携し通学区域内の事業所説明会を実施【２回】全学部保護者向け事業所見学会を年２回実施【２回・32か所】特例子会社見学会を年１回実施する。【１回】（進路部）  （２）「きょうだい学年の取り組み」を各学年が年３回以上実施する。【各学年３回】  （３）初任者の一日または半日の他学部交流を１人１回以上実施する。また希望者の他学部交流を各学部１名程度実施できるように計画する。 |  |
| ４．「開かれた学校」の構築 | （１）地域交流活動・学校間交流  （ア）地域支援・センター的機能の充実  （イ）地域行事への積極的な参画  （ウ）学校の教育活動の発信  （エ）ともに学び、ともに育つ教育の推進。  （２）ＰＴＡとの連携と活動への参加 | （１）支援教育地域支援整備事業三島ブロックの推進校として、会の円滑な運営を行う。  （ア）支援部を中心に、通学区域内の幼保小中高等学校からの相談支援を実施し、センター的機能を発揮する。（支援部）  ①支援教育講座を開催し、地域への情報提供を行う。（支援部）  ②小中学校等のコーディネーターとの交流会を開催する。（支援部）  （イ）  ①摂津市内で実施される地域行事への参画、および児童生徒の参加を促進する。（支援部）  ②地域住民等が学校に来て児童生徒と交流できる機会を検討、実施する。（高等部）  （ウ）  ①地域情報誌「きらめき」の発行。（支援部）  ②学校の取組みや児童生徒への理解・支援が広がるように、日常の学校の活動の様子を発信し、学校ホームページの充実を図る。（首席・情報部等）  （エ）  ①多様な学びの場の充実に向け、居住地交流、学校間交流、を積極的に取組む。（支援部）  ②とりかい高等支援学校との、交流および共生的な学びの推進。（小学部）  （２）  （ア）ＰＴＡと連携し、ＰＴＡ加入手続きや規約、体制について整理する。（PTA担当）  （イ）児童生徒や教職員がPTAと一緒に取組める活動に参加・協力する。（PTA担当） | （１）  （ア）  ①三島ブロックとして年２回のブロック会議を主催し、年２回以上の公開研修会を企画運営する。【３回】  ②支援部を中心に通学区域内の幼保小中高等学校の相談支援の実施および支援教育講座を開催し、センター的機能を発揮する。  【５回】  （イ）  ①摂津市内で実施される地域行事への参画、および児童生徒の参加を促進する。子どもフェスティバル等行事に年５回以上参加する。（支援部）【３回】  ②高等部生徒と地域住民等が学校に来て交流できる機会を検討、実施する。【１回】  （ウ）  ①年６回発行する。（支援部）【６回】  ②ブログ等に年間を通して掲載する内容を決め、行事に加え日常の授業風景などを掲載する。【22回】  （エ）  ①居住地交流がR６年度と同等回数実施する。【小17回・中９回】  また、学校間交流では、交流校と連携し交流行事の継続維持する。また、その様子を地域情報誌やブログに掲載する。【小３校、中３校、高１校】  ②小学部1，2年生ととりかい高等支援学校との交流を各学年３回ずつ実施する。【各学年３回】  （２）  （ア）加入手続き方法を、全会員に提示できたか。令和８年度からの規約改正や体制の変更に向けて準備する。  （イ）クリーンウォークや学校祭での催し等、児童生徒や教職員がPTAの企画に参加する。（担当首席、各学部） |  |
| ５．新しい教育課題・組織課題への対応 | （１）2025大阪簡裁万博と連動した教育活動  （２）高等部教育課程の整理・検討 | （１）  （ア）2025大阪関西万博のテーマ「いのち輝く  未来社会のデザイン」と連動した学習に取組む。  （環境・人権・多様化・国際理解など）  （学部教育課程検討委・学年）  （イ）外国人講師等による授業を行い異文化や自国の文化についての理解を深める。（学部・情報英語科）  （２）職業コースの履修基準を含め、「何を学ぶの  か、どのように学ぶのか」等の検討を行い、見直  しをする。（高教育課程PT、高進路部、高教務部） | （１）  （ア）令和６年度にまとめた『大阪関西万博プロジェクト』を基に「いのち」をキーワードに関連する内容を各教科・道徳等で主題学習として取組む。学校祭等で活動内容を提示する。  （イ）T-NETの外国人講師による授業を20回以上実施できたか。在外日本人学校や外部機関等との相互国際理解学習を年３回以上実施する。【全校23回】  （２）新時間割やコース履修基準、名称、選定方法について検討し、R８からの新教育課程の開始に向けて、準備する。 |  |